



「 I C P 質量分析計	4,990円
分取用液体クロマトグラフ	360円
真空凍結乾燥機	2,130円
色差計	470円

を

「 I C P 質量分析計	4,990円
真空凍結乾燥機	2,130円

に、

「リアルタイムPCR装置	360円
--------------	------

を

「リアルタイムPCR装置	1,070円
--------------	--------

に、

「超遠心機	3,690円
-------	--------

を

「超遠心機	3,690円
遠心濃縮装置	540円

に改め、同表の2の(2)の備考及び(3)の備考の1中「、色差計」を削る。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり振興課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

**富山県告示第433号**

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和5年12月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

南砺市

2 調査を行った時期

南砺市大字館の一部（広瀬館Ⅲ）

平成23年4月1日から

平成27年3月23日まで

南砺市大字小坂、館、祖谷の一部（広瀬館Ⅳ）

平成24年4月16日から

平成28年3月28日まで

3 成果の名称

南砺市大字館の一部（広瀬館Ⅲ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字小坂、館、祖谷の一部（広瀬館Ⅳ）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字館の一部（広瀬館Ⅲ）

南砺市大字小坂、館、祖谷の一部（広瀬館Ⅳ）

5 認証年月日

令和5年11月17日

**富山県告示第434号**

道路の供用開始について

